

公 告

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について

上記について、令和4年9月30日における勝又健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額を基礎とする健康保険法第47条第2号に規定する任意継続被保険者の標準報酬月額を下記のとおり決定しましたので、公告します。

記

標準報酬月額 340 千円

令和5年2月10日

勝又健康保険組合
理事長 勝又 隆

